平成21年9月8日
第2112号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出（４１６・団体指導室）……1
○保安林の指定解除予定通知（４１７・水と緑の森づくり課）……1
○基本測量終了の通知（４１８・建設管理課）……1
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民文化政策課）　２件……2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……2

告　　示

秋田県告示第416号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第５条第３項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年９月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

届　出　事　項			指定漁船調書の縦覧の期間及び場所	
発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所
潟上市天王字御休下148番地４ 太田金次郎 潟上市天王字御休下95番地１ 児玉清一	天王	秋田県漁業協同組合	平成21年９月８日から同月22日まで	潟上市天王字江川154番地 秋田県漁業協同組合天王支所

秋田県告示第417号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成21年９月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　解除予定保安林の所在場所　北秋田市栄字摩当沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　水源のかん養
３　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部水と緑の森づくり課及び北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第418号

平成21年秋田県告示第165号の基本測量について、平成21年７月24日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第３項の規定に基づき、公示する。

平成21年９月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　申請のあった年月日
　平成21年８月27日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人　まほろば会
3　代表者の氏名
　岩井川　　寿
4　主たる事務所の所在地
　秋田県湯沢市成沢字堤端157番地３
5　定款に記載された目的
　この法人は、「障害があっても普通に地域社会で暮らしたい」との思いがあっても、なかなか一般生活地域（市街地）での生活がしにくい現状の中、地域の人たちとの交流を通じ、自立にむけた生活支援や就労支援をしていくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第２項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　申請のあった年月日
　平成21年８月20日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人　土壌・水資源環境研究所
3　代表者の氏名
　佐　藤　　敦
4　主たる事務所の所在地
　秋田市仁井田大野62－１
5　定款に記載された目的
　この法人は、秋田の土壌・水資源環境に対して、持続的高度利用と保全に関する事業を行い、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八郎潟西部土地改良区連合から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月８日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　退任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本脇本字飯ノ町36番地	小山田　武　夫
〃　〃　樽沢字神明下74の２番地	鎌　田　　誠
〃　〃　富長字大倉51番地	吉　田　陽　一
〃　〃　百川字方丈田135の２番地	佐　藤　一　雄
〃　〃　〃　字相ノ沢５の１番地	武　藤　東　吉
〃　払戸字小深見132の１番地	石　井　正　敏
〃　〃　字小堤下千間31の２番地	戸　部　秋　義

2　就任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本脇本字飯ノ町36番地	小山田　武　夫
〃　〃　樽沢字神明下74の２番地	鎌　田　　誠
〃　〃　富長字大倉51番地	吉　田　陽　一
〃　〃　百川字方丈田135の２番地	佐　藤　一　雄
〃　〃　〃　字相ノ沢５の１番地	武　藤　東　吉

男鹿市払戸字小深見132の１番地　　石　井　正　敏
〃　　〃　字小堤下千間31の２番地　　戸　部　秋　義

３　退任監事の住所及び氏名

男鹿市脇本脇本字脇本108番地　　関　山　富美雄
〃　　〃　百川字夏張72の１番地　　武　藤　昭　一
〃　　払戸字渡部28番地　　戸　嶋　長　門

４　就任監事の住所及び氏名

男鹿市脇本脇本字脇本108番地　　関　山　富美雄
〃　　〃　百川字夏張72の１番地　　武　藤　昭　一
〃　　払戸字渡部28番地　　戸　嶋　長　門

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目５番29号